



都税の還付金を受け取る際、収入印紙を貼付する必要はありません

東京都では、納税者の皆さま（法人、委任を受けた場合の受任者を含む。）に対して、5万円以下の都税還付金（還付加算金を含む。）をお支払いする際、株式会社ゆうちょ銀行が発行する「振替払出証書」を利用する場合があります。

このたび、平成19年10月1日の日本郵政公社民営化に伴い、「振替払出証書」には、原則として、印紙税が課税されるようになりました。

しかし、印紙税法の取扱上、都税の還付金（還付加算金を含む。）を受領する場合には、印紙税は課税されないため、収入印紙を貼付する必要はありません。

なお、郵便局（又はゆうちょ銀行取扱店）において、払出金が都税の還付金であることを確認する必要があるため、当分の間、「払出通知票（振替払出証書と一体の書類）」又は「都税還付金等還付（充当）通知書」を、「振替払出証書」とあわせて、受取窓口までお持ちいただき、必要に応じてご提示ください。

ご理解、ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

【お問い合わせ先】

東京都主税局徴収部徴収指導課

収入管理指導係（還付担当）

電話03-5388-2984